

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部改正について

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一  
部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
の一部を改正する条例

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平  
成 26 年条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運  
営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「省令」という。）において使  
用する用語の例による。

第 2 章の章名を削る。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 81 条第 1 項及び第 2 項の規  
定により条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、  
省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）  
とする。

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、省令第12条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第3章の章名を削る。

第5条を次のように改める。

(記録の保存期間)

第5条 第3条の場合において、省令第29条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

第6条から第30条までを削り、第31条を第6条とし、同条の次に次の1条を加え、第4章を削る。

(準用)

第7条 第4条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

第5章の章名を削る。

第33条に見出しとして「(指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件)」を付し、同条を第8条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。